



【発行日】2016年（平成28年）5月31日

【編集発行】大阪経済大学 経営学部 経営・ビジネス法情報センター  
〒533-8533 大阪市東淀川区大隅2-2-8 TEL.(06)6328-2431（代表）

【編集長】真島 宏明（経営学部 准教授）

## 「おとな」から始める法律のはなし

経営学部 ビジネス法学科 専任講師  
高橋 英（たかはし えい）

みなさんは「おとな」という言葉にどのようなイメージを持っているのでしょうか。「おとな」に関連する雑学的知識を含め、法律関係のはなしをします。

### 1 法律の調査方法

インターネット上の総務省行政管理局が運営する行政情報ポータルサイト中に**法令検索システム**

[ <http://law.e-gov.go.jp/cgi-bin/idxsearch.cgi> : 法令データ提供システム ] があります。これは、法律関係の仕事や学習をする上で便利なツールです。これを利用し、法令用語検索の検索用語として平仮名で「おとな」と打ち込んで検索すると、2つの法律がヒットします（平成28年1月1日現在）。さて、その2つの法律とは何でしょうか？

1つは、「**国民の祝日に関する法律**」です。第2条では、「国民の祝日」の1つとして「成人の日 一月の第二月曜日 おとなになったことを自覚し、みずから生き抜こうとする青年を祝いはげます。」と規



定されています。今年は1月11日が成人の日でした。意外に思うかもしれませんが、法律が祝日を定めています。

### 2 法律の読み方

では、法律的な意味で「おとな」になるのはいつでしょうか？  
(次ページに続く)

### CONTENTS

P1~3	▼「おとな」から始める法律のはなし	経営学部 ビジネス法学科 専任講師 高橋 英
P4~5	▼3年在学中に公認会計士試験に合格！！	経営学部 ビジネス法学科 K.Aさんにインタビュー
P5	▼議員誕生 -ビジネス法学科から初?-大阪維新の会	杉山みきと議員 経営学部 ビジネス法学科 教授 北村 實
P6~7	▼編集員によるインタビューシリーズ「司法書士・行政書士って？」	経営学部 非常勤講師 和田 努
P8~9	▼新任教員の紹介	大森孝造・金井猛徳・須佐淳司・田畑嘉洋・森田公之・吉村大吾・渡辺研次
P10	▼生産管理論！	経営学部 経営学科 教授 能勢 豊一
P11	▼書評 刊行された書物の紹介・論評	経営学部 4 回生 Y.H・M.K
P12	▼編集後記	

国民の祝日に関する法律は、その時点特定していませんが、「成人の日」という名称を付けているぐらいですので、「おとな」＝「成人」と理解できます。

しかしそれ以上の手がかりがありません。そこで「民法」に目を向けてみます。民法は、私たちの社会生活に関わる基本的なルールを定める法律です。その中には、成年に達しているか否かによって経済的取引に関する判断能力に違いがあることを前提とした未成年者保護のためのルールがあり、第4条は「**年齢二十歳をもって、成年とする。**」と規定しています。

法律は、言葉で秩序を形成しようとするものですので、法律を正確に理解するためには、1つ1つの言葉を大事にする必要があります。早速、国民の祝日に関する法律がいう「成人」と民法がいう「成年」に達した者すなわち「成年者」を同じ意味と理解してよいかを考えてみます。この点、文言が異なる以上、両者の意味を厳密に区別して理解することができそうです。ただ、紙幅の都合上、ここでは「**おとな**」＝「**成人**」＝「**年齢 20 歳**」という関係が成立するものとして話を先に進めます。

### 3 法律の普遍性

では、年齢 20 歳になるのはいつでしょうか？

年齢の数え方について定める法律があります。すなわち、「**年齢のとなえ方に関する法律**」は、年齢の公式的な数え方について数え年ではなく満年齢で数えることにしています。さらに「**年齢計算ニ関スル法律**」に基づき、年齢は出生の日より起算され、民法の条文の規定するところに準じて計算されることになっています。それらの定めを総合しますと、日本国民は、出生した日（誕生日）は 0 歳で、その日から起算される満 1 年の期間は、翌年の誕生日の前日の終了をもって満了し、その時に満 1 歳に達することになり、さらに満 20 年の期間は、20 回目の誕生日の前日の終了をもって満了し、その時に満 20 歳に達することになります。細かい話ですが、誕生日ではなく、法律上はその前日に 1 歳や 20 歳に達するということです。たとえば、平成 28 年 4 月 1 日生まれの子どもは、翌年 3 月 31 日に 1 歳に達するものとして取り扱われることになります。その結

果、平成 28 年 4 月 1 日生まれの子どもとその翌日である平成 28 年 4 月 2 日生まれの子どもとは、異なる年度に小学校に入学することになります。

そのような年齢計算は、他の場面でも用いられています。たとえば、企業が従業員に対して育児休業を与える場面です。「**育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律**」によると、1 歳に満たない子を養育する労働者は、事業主に申し出ることにより育児休業をすることができるのが原則となっています。その法律の定めにも先ほどの年齢計算をあてはめると、育児休業をすることができる期間は、子の 1 歳の誕生日の前日までとなります。

このように法律の定めは、私たちが普段意識しないようなところにまで浸透しています。前に述べた法令検索システムによりますと、日本では、平成 28 年 1 月 1 日現在、憲法を含めて少なくとも **1,962** の法律があるということです。それだけの数があると、日常生活を送る場面はもちろんビジネス活動を行う場面でも様々な法律の規制に遭遇することになります。そのすべてを知っておく必要はありませんが、法律の学習成果は人生の様々な場面で発揮するものであることは理解しておいてください。



### 4 法律の源泉

法律を作るのは、国会です。憲法は、国会を、国権の最高機関かつ国の唯一の立法機関と位置づけた上、それを構成する衆議院と参議院は、全国民を代表する選挙された議員で組織されること、国会議員及び選挙人の資格は法律で定められるべきことなどを規定しています。

その定めを受けて作られた法律として「**公職選挙法**」があり、近時、重要な改正が行われました。“18歳選挙権”を内容とする改正です。改正前は満20歳以上でなければ選挙権は認められていませんでしたが、改正後は満18歳以上の国民に選挙権が認められることになりました。18歳選挙権は、平成28年夏の参議院議員通常選挙からの実施が予定されています。

ただし、その改正によっても、選ばれる人になる権利（被選挙権）については、衆議院議員満25歳以上、参議院議員満30歳以上などの年齢制限はそのままで、今後の検討課題となっています。ちなみに、公職選挙法上の年齢の数え方についても先ほど紹介した方法が用いられています。

## 5 法律改正の議論

**18歳選挙権の実現**に関連し、国会では、被選挙権年齢の引き下げや、民法の成年年齢に関する規定を含む各種法律に基づく年齢規定も足並みを揃えるかどうかについて議論されています。18歳選挙権の実現によって、当然に民法上の成年年齢も18歳になるというわけではありません。

その理由としては、形式的には公職選挙法と民法とが別の法律であることを挙げることができますが、実質的には両者が年齢規定を置く趣旨・目的が異なっていることを挙げることができます。

民法は、未成年者が単独で締結した契約を取り消

せるようにすることなどを通じて未成年者の保護を図ろうとしています。成年年齢の引き下げはその保護の対象者を限定することに直結しますので、それでよいか問題になります。

他方、公職選挙法上選挙権行使を認めるに相応しい政治的な判断能力があると認められる人について、経済的取引上の判断能力に関しては十分ではないとして民法上保護の対象としておく必要があるかという疑問もあります。

被選挙権年齢についても、なぜ衆議院議員25歳、参議院議員30歳なのか、その制限の趣旨・目的に照らして合理性を考察すべき問題です。これらの問題については、今後、議論が深められていくこととなります。満18歳以上の国民は、投票行動を通じてその解答に関わることが期待される場所です。

## 6 法律の功罪

「**おとな**」で検索したら2つの法律がヒットしたと言いましたが、もう1つの法律についてはここでは示しません。興味のある人は検索してみてください。意外な法律に意外な形で「**おとな**」という文字列が現れています。コンピュータによる検索ですから意外な形のヒットもあるわけです。

本来、法律は、秩序を保つために作られるものですが、秩序違反の発生源になってしまっているように思われるものもあります。意外な形でヒットしたもう1つの法律は、その一例と言えるでしょう。

### 年齢に関する規定例

民法	「男は、十八歳に、女は、十六歳にならなければ、婚姻をすることができない。」(731条)
	「十五歳に達した者は、遺言をすることができる。」(961条)
少年法	「この法律で『少年』とは、二十歳に満たない者をいい、『成人』とは、満二十歳以上の者をいう。」(2条1項) ⇒検察官は、少年の被疑事件について捜査を遂げた結果、犯罪の嫌疑があるものと思料するときは、原則として、家庭裁判所に送致しなければならない(42条)。
道路交通法	免許の欠格事由 ⇒自動車の普通免許は18歳に満たない者に対しては与えられない(88条1項1号)。
未成年者飲酒禁止法	「満二十年ニ至ラサル者ハ酒類ヲ飲用スルコトヲ得ス」(1条1項)
未成年者喫煙禁止法	「満二十年ニ至ラサル者ハ煙草ヲ喫スルコトヲ得ス」(1条)
競馬法	「未成年者は、勝馬投票券を購入し、又は譲り受けてはならない。」(28条)

# 3 年在学中に 公認会計士試験に合格!!

経営学部 ビジネス法学科 K.A さんにインタビュー

平成 27 年度公認会計士試験に、経営学部 ビジネス法学科 3 年 (合格当時) の K.A さんが合格しました。大学 3 年在学中、しかも 1 回目の受験での合格ですから驚きの快挙です。編集員がインタビューに行きました。

## 公認会計士試験の概要

【合格率】年によって変動するが最終合格率は 10%前後。

【試験の構成】一次試験 (短答式のマークシート試験) と二次試験 (論文式試験)。

【試験科目】<一次試験>①財務会計論 (簿記・財務諸表論など)、②管理会計論 (原価計算など)、③監査論、④企業法 (会社法・商法など)。

<二次試験>①会計学、②監査論、③企業法、④租税法、⑤選択科目 (経営学・経済学・民法・統計学の中から一科目)。

▼合格おめでとうござ  
います。まず、公認会  
計士を目指したきっか  
けと経緯を教えてください。

きっかけは、大経大  
の簿記の講義です。

講義を受けたことで  
簿記に興味を持ち、簿

記 3 級から 2 級、1 級と取得して、会計の資格の最高峰である公認会計士を目指したいと思うようになりました。

簿記 2 級に合格したのは 1 年生の 11 月でそれから公認会計士試験の勉強を始めました。公認会計士試験の勉強期間は約 2 年間で、試験自体は一回目で合格することができました。

▼一回目の試験で合格するとはすごいですね。経営学部の講義は公認会計士試験の合格に役立ちましたか？

はい、大変役に立ちました。特に、1 年生のビジネス法入門などの講義で、法律のイメージや全体像を把握することができたことは、後々の勉強に大きなプラスになったと思います。

また、ゼミの指導教員の伊藤公哉先生からも多くのことを学びました。

▼公認会計士試験の勉強期間が 2 年間ということですが、勉強時間は一日どのくらいでしたか？

一日 10~14 時間くらいは勉強していました。もちろん、間に休憩をとりながらできるだけ集中力が維持できるように努めました。

それから、勉強を始めてから、勉強自体を休んだことは一日もありません。毎日の積み重ねが大切だと思って勉強を続けました。

▼一日も休まずですか。2 年間のモチベーションを維持するのが大変だったと思うのですが、その点はいかがですか？

公認会計士という資格が持つ経済的なインセンティブが大きかったですね。社会的に重要な役割を担う資格ですから、十分な収入を得ることができるのだと思います。

▼公認会計士試験の合格に必要なことや、勉強のポイントは何かと聞きますが、いかがですか？

「努力」の一言に尽きると思います。

公認会計士試験は勉強範囲も広く、長期間の受験勉強が必要ですから、途中で挫折しそうになることも何度もあると思いますが、それを乗り越えて努力を継続することが合格のために最も重要だと考えています。

▼具体的な受験勉強はどのように進めましたか？たとえば、過去問を中心に勉強するという感じですか？

過去問を中心にとすることはありませんでした。公認会計士試験は、とにかく出題範囲が広いですから、短答式試験についても、全体をもれなく勉強することが必要です。

論文式試験については、受験予備校が実施している答案練習会 (論文式の模擬試験のようなもの) に参加をして、多くの答案を書きました。



## ▼卒業後の仕事に向けて、現在、何か準備のようなことをしていますか？

現在、**国内の大手監査法人**で研修を受けています。今後は大学に在籍しながらアルバイトのような形で仕事に携わり、卒業後はその監査法人に就職する予定です。

そして、2年以上の実務経験（業務補助等）を経た後、実務補習を修了するなど一定の段階を経て公認会計士の登録が行われます。

## ▼将来は公認会計士として、どのような仕事に力を入れたいですか？

そうですね、将来は**企業の合併のアドバイス**業務などを行いたいと思います。自分自身の専門知識や経験を活かし、企業や社会の役に立つことができたらうれしいです。

▼今後のご活躍をお祈りしています。今日はお忙しいところ、ありがとうございました。

（インタビュー：2016.1.21）



## 議員誕生 -ビジネス法学科から初？-

大阪維新の会 **杉山みきと** 議員

経営学部 ビジネス法学科 教授

北村 實（きたむらみのる）

昨年4月の大阪市議会議員選挙で、ビジネス法学科出身初の**市議会議員**が誕生しました。

幼稚園から大学まで、「この辺」で育った生粋の東淀川・上新庄っ子です。「ビジネス法学科」卒と公式プロフィールに書いています。卒業後、テニスコーチ、語学留学、自営業（WEB制作系）を経過して、地域の政策課題に関心を深め、東淀川区 区政会議委員に就任。2014年 大阪市会議員秘書を経て、2015年4月 大阪市議会議員選挙に当選されました。弱冠 29 歳。話題いっぱい・元気な「**大阪維新の会**」のなかでも特に元気そうな「お兄さん議員」です。

在学中も会っていたはずですが、昨年11月に初めて話しました。聞くと私が親しかった民法・松田先生のゼミ出身。松田先生が転勤しゼミ同窓会はないようなので、私のゼミ同窓会に招きました。「君の党も自由と公正競争を理念にしていると思う」という理由で「私的自治 - 私が議員になったわけ」というテーマで学生に話してもらいました。さすがに「うまい！」

**阪急淡路駅前に杉山事務所**があります。立ち寄って「ビジネス法学科のお兄さん」に市民法的論戦を挑んでみてはどうでしょうか。しっかり受けてくれるでしょう。



杉山みきと議員

編集員を務める学生がインタビューを行うシリーズです。学生の視点から興味のあるテーマや先生にお聞きします。

今回のテーマは「司法書士・行政書士」です。本学非常勤講師の和田努（わだ つとむ）先生にお聞きしました。



## ■司法書士・行政書士について

▽司法書士と行政書士の仕事はどのようなものか教えてください。

司法書士の業務は主に不動産登記、商業登記、裁判業務、判断能力が弱ってしまった方の代理をする成年後見の4つからなります。最近では財産管理をすることもあります。

これに対して、行政書士の業務は、主にビジネスライセンスの届出や許認可の申請です。また、海外の方の在留資格の届出、契約書の作成、遺言書の作成などの業務も行います。

▽司法書士・行政書士の資格の両方を持っているメリットについてお聞かせください。

行政書士は、法務局への申請の手続きを行うことはできませんが、司法書士は手続きが可能です。逆に会社の契約書の作成業務などは、行政書士として行うことが可能です（司法書士法施行規則 31 条業務として行うことも考えられます）。

つまり、司法書士と行政書士とでは、法律的に業務可能な範囲が異なりますから、両方の資格を持っているとそれだけ扱える業務に広がりがあるということになります。また、両資格はお互い補完関係に

もありますから、個人の業務も会社の業務も司法書士・行政書士の2つあるとやりやすいですね。

■司法書士・行政書士の業界について  
▽どのような客層をターゲットに業務を行っていますか？

個人と企業でターゲットは分けています。

企業の場合は中小企業、業種はもの作りを中心とした企業がターゲットです。許認可や登記などの業務を請け負うことが多いですね。

個人の場合、ビジネスとしてマンションなどの不動産を購入される方からの相談や、若い方で借入金の返済についてどう支払っていくのかなどの相談が多いですね。

▽大手事務所との差別化はどうやっているのですか？

大手事務所、特に司法書士の事務所では、2極化していますね。一つは過払い金や借金などの問題に関して個人からの相談に乗って大規模に処理をしている所です。もう一つは大手の金融機関や仲介会社等に入ってマンション一棟全ての登記をやるといった大掛かりな業務をやっている所です。

このような大手との差別化としては、マニアックな中小零細企業の中にもどんどん入って相談に応じたりしています。つまり、大手事務所が参入しにくい中小零細企業や個人を相手に業務を行うことで差別化を図っています。

▽日常業務はどのように行うのですか。一日のスケジュールなど教えてください。

朝は、必要な書類作成から始まり、書面で仕事仲間に指示書を出します。

それから、外部の顧客の方々に会いに行きます。1日に1~2件、多い時で4件ほど回ります。移動時間などを考えると1件で1時間以上かかることも多いですね。

事務所に戻ったあとはまた書類作成や、今後の事業計画について考えたりします。

その他は大経大で講義を行ったり、弁理士、社会保険労務士など 10 以上の仕業が集まる士業交流会を行ったりして、他業種の方との繋がりを広げています。

## ■勉強を始めてから事務所を開くまでの経緯について

### ▽勉強を始めたきっかけと試験合格まで

最初の時期は働きながら司法書士試験の勉強をしていました。朝は 4 時 30 分に起きて勉強し、あとは仕事が終わってから寝るまでの時間に勉強していました。一旦仕事を辞めて 1 年間だけ勉強に専念した時期もありましたが、その後司法書士事務所に勤務しました。そして、必要にかられ行政書士試験の勉強を始めて一発合格することができ、その翌年に司法書士試験にも合格することができました。

### ▽資格を取ってから事務所を開くまでの経緯

事務所を開いた経緯は、当時務めていた司法書士事務所から、このまま勤務するか独立するのかの選択を迫られたことがきっかけでした。個人事務所を経営するということは、日々の業務以外にも、営業、収支管理、事業計画まで自ら行う必要がありますので、不安もありましたが独立を決意しました。

事務所には、会社関係の仕事が多く、今後成長しそうなエリアを考え、大阪に事務所を開きました。

## ■大経大の講師を務めていかがですか。

大経大では、不動産登記および商業登記法、民法、会社法などの視点から、不動産ビジネスや金融機関に絡む講義をしています。大経大で授業をしてみても、真面目な学生さんが多いなと感じています。

## ■業界の変化

借入金の相談や破産手続きの相談は、景気に左右されにくいですが、一定の仕事量があります。

貸金業法の改正と共に過払金の相談が減少し、違う仕事にシフトしていった感じです。今は中小企業関係の仕事が多いといえます。

## ■司法書士・行政書士を目指す受験生へのエール

司法書士と行政書士では、資格試験の問題の傾向が違うので、対策も変わってきます。司法書士は、合格率 2.6%と、大変厳しい試験で受験者数も多いです。試験では、細かい所まで問われますので深い知識が必要となり、多くの勉強時間が必要になりますね。

モチベーション維持のコツとしては、自分が、1 年以内の短期間合格を目指すのか、2 年以上かけて勉強を進めるのか、期間を決めて取り組むことが大切です。

一方、行政書士は合格率 10%前後です。こちらは、過去の判例を中心に勉強をしてください。合格ラインには比較的早く近づくことができると思うので、あとは模試などを利用し、繰り返し復習すれば合格できると思います。

試験合格は、ゴールではなく、ただの通過点に過ぎません。将来活躍する自分をイメージしながら、頑張ってください。

(インタビュー：2015.12.22)

貴重なお話を聞いて大変勉強になりました。和田努先生、ありがとうございました。

# 新任教員の紹介

平成 28 年 4 月（又は平成 27 年 10 月）に新たに経営学部の教員に着任された先生方をご紹介します。

◎掲載は氏名の五十音順。

【氏名】 大森 孝造（おおもり こうぞう）＜経営学科・准教授＞

【研究テーマ】 ファイナンス（金融商品の設計やその利用方法に関する理論的・実証的研究）

【自己紹介】

この度、経営学部に着任いたしました大森孝造と申します。「金融ビジネス論」など、金融関連の科目を担当させていただきます。これまでは、25 年超、信託銀行の資産運用部門に在籍し、主に運用商品の開発に従事しながらファイナンスの研究を続けてきました。

金融は、経済の血液といわれるように実態経済を活発にするために不可欠なものです。少し近づき難い印象があるかもしれませんが、学生のみなさんには、理論と現実の繋がりや市場のダイナミズムをお伝えすることで、この印象を変えて金融を理解してもらえればと思います。

私にとって関西は初めてになります。これから、新しい土地を楽しみたいと思っています。何卒、よろしくお願い申し上げます。



【氏名】 金井 猛徳（かない たけのり）＜経営学科・専任講師＞

【研究テーマ】 オープンソースによる学習支援システムの構築・管理に関する研究、分子シミュレーションシステムの構築・管理に関する研究、アライグマの空間分布モデリングおよび生態リスク評価に関する研究等

【自己紹介】

4 月より経営学部に着任しました金井猛徳です。専門は農業環境・情報工学、教育工学です。これまで情報通信技術(ICT)を用いた教育工学への応用や環境分野へのアプローチについて研究を進めてきました。担当科目は「情報実習 I・II」などの情報関連科目です。

私にとってのコンピュータの面白さは、実社会の現象をコンピュータ上で再現し、これまで分からなかったことを発見できることです。皆さんにとってのコンピュータの面白さはどこでしょうか？コンピュータは適切な処理・操作を行えば、我々の目的とするサポートをしてくれます。ぜひ、一緒に皆さんにとってのコンピュータの面白さを見つけましょう。どうぞよろしくお願いいたします。



【氏名】 須佐 淳司（すさ じゅんじ）＜経営学科・准教授＞

【研究テーマ】 サービスマネジメント、観光資源を活かした中小サービス企業の経営研究

【自己紹介】

こんにちは。本年 4 月に経営学部に着任しました須佐淳司です。サービスマネジメント論・ツーリズム論などを担当します。このたび実業界より転身しました。好きな言葉は「宿命に生まれ、運命に挑み、使命に生きる」です。現代は人生 80 年、大阪経済大学での奉職に人生の使命感を感じております。江戸時代の測量家、伊能忠敬はなんと 55 才から 17 年をかけて全国を測量し、初めて国土の正確な姿を明らかにしました。「爪の垢を煎じて飲む」とは私にとってこのことです。

これまでのサービス業経験をいかして、学生のみなさんへ誠心誠意、将来において社会の役に立つ教育となるよう努めていきたいと思っています。どうぞよろしくお願いいたします。





---

【氏名】 田畑 嘉洋 (たばた よしひろ) <ビジネス法学科・専任講師>

【研究テーマ】 民法・契約責任・売買契約

【自己紹介】

昨年の10月に本学に着任しました。私人同士の関係を規律している民法を専攻しており、特に、売買された物に問題があった場合に売主が負担する責任について研究しています。

今まさに学生生活を送っている皆さんには学部の四年間がとても長いようにも思われるかもしれませんが、三回生からは就活が始まることもあり、自由に使える時間は実はそれほど長くありません。私は大学院にまで進学しましたが、今となっては、もっといろいろなことができたのではないかと思うこともあります。皆さんには、臆することなく様々なことに挑戦して、一生打ち込むことのできる何かを在学中に見つけていただければと思います。



---

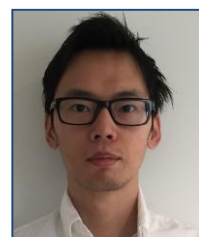
【氏名】 森田 公之 (もりた きみゆき) <経営学科・専任講師>

【研究テーマ】 人事と組織の経済学

【自己紹介】

人事や組織に関する経営の問題は、経済学でも研究されています。その中でも私は、組織の中の好みや考え方の異質性、多様性についての研究をしています。一見すると、好みや意見が異なる人と一緒に働くことは望ましくないように思えます。私は経済学、特にゲーム理論と契約理論を用いてそのような組織の中の異質がいつまたなぜ望ましくなるかを分析しています。

授業では、経済学を用いることの良さを伝えたいと思っております。



---

【氏名】 吉村 大吾 (よしむら だいご) <経営学科・専任講師>

【研究テーマ】 知識社会における雇用システムのあり方

【自己紹介】

本年4月より経営学部に講師として着任しました吉村大吾と申します。科目は、「現代経営入門」、「経営学特論初級」、「現代のビジネス」などを担当いたします。専門は、人的資源管理論です。

大学・大学院は、福岡で過ごしました。その後、関西に縁があり、大阪で働いております。またこちらに来て体重が増えたので、運動にも取り組んでいます。スポーツに取り組むと、「基本」と「継続」の重要性を再認識します。少し練習を休むと「カン」や「コツ」を取り戻すのに、しばらく時間がかかりますし、基本をおろそかにすると、実力が伸びません。このことは、勉強やその他のことにも通じる話ではないかと思えます。



---

【氏名】 渡辺 研次 (わたなべ けんじ) <経営学科・教授>

【研究テーマ】 大学生の自律的キャリアマネジメントとエンプロイアビリティ

【自己紹介】

はじめまして。わたしの担当は「キャリア教育」です。山梨大学で6年間専任教員を、三井住友海上火災で35年間にわたり（最終はコンプライアンス部門の長でした）、さまざまな業務に従事しました。

振り返れば、大学入試の2次試験（小論文・面接）でとても親切にいただいた面接官がおられました。保険・海商法の先生でした。その授業に真面目に取り組んだことが損害保険会社の志望につながりました。

キャリア教育の研究は山梨大学に奉職したことに由来します。部門の長を退いた後、大学の先生になりたいという願望を持ちました。幾度も採用選考に落ちましたが（笑）、幸いに2つの大学から異なる分野でオファーがありました。山梨大学に奉職し、上記の研究テーマに専心したことが、今（いま）につながっています。

まとめると、目標も大事ですが、勉強の習慣・選択肢をオープンにしておくことがチャンスをつくと確信しています。



# 生産管理論！

経営学部 経営学科 教授

能勢 豊一 (のせ とよかず)



## 1. 生産管理

昨年4月から経営学部で生産管理の講義を担当しています。

生産管理は、ものづくりにおける効率改善と市場における顧客満足向上という両者への厳しい取り組みによって進化してきました。前者は生産性 (productivity)、後者は利用可能性 (availability) や快適性 (amenity) を追求するもので、かつては生産者と顧客は究極的には異なった視点で商品に向き合ってきました。

この相反する両者の要求を満足させようとする問題が、ものづくりの現場が有する基本的命題であり、このような課題に対してこれまで取り組んできたのが生産管理です。自動車の性能に例えると、顧客満足向上に取り組む販売活動はアクセル、コスト削減に取り組む生産管理はハンドルであり、ブレーキのようなものです。

日本のものづくりは伝統産業に代表されるように要素技術と経験・勘とハードウェアが強みです。逆に弱みは、米国西海岸のシリコンバレーの強みであるシステムと理論とソフトウェアにあります。しかも、これまでの日本のものづくりの現場は大学卒業までの学びの現場とかなりかけ離れたところにあったように思います。

日本の強みはものづくりにあると言われてきまし

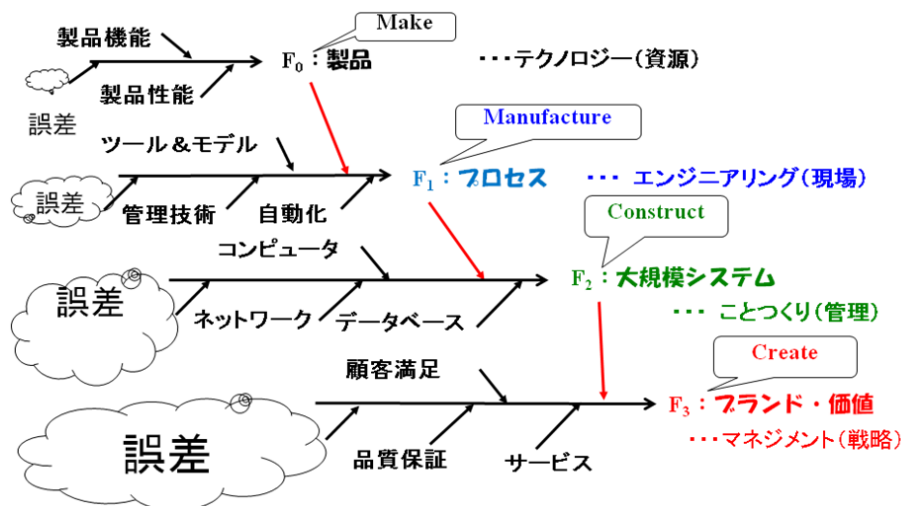
た。そのようなものづくりを勉強する際には、最大公約数的な唯一解を求める生産者の感覚と、最小公倍数的な様々な可能性を求める顧客の感覚の両方が必要だと思います。

## 2. 生産管理から生産マネジメントへ

なぜ、生産者と顧客双方の感覚が必要なのでしょう？それはものづくりの管理対象が「製品」から「プロセス」、 「システム」、さらに「ブランド」へと推移してきているからです。

すなわち、良い製品を「作る」設計視点に始まり、それをより良いプロセスで「造る」製造視点へ、そのためにより良いシステムで「造る」情報システム視点へ、さらにより良いコンセプトと経営環境のもとで「創る」多元的顧客視点へと推移してきました。

「製品」を作る生産現場の視点は「生産コスト+利益」から生産が販売に対して「価格」を決定する立場でした。しかし、顧客が「価格」を決定する今日の経営環境は逆に「価格-利益」から販売が生産に対して「生産コスト」を決定する立場になっています。図中のブランド段階の誤差は製品段階におけるそれと比較して大きくなっており、生産管理から生産マネジメントへの展開を示しています。不確実性を示す誤差にはリスクもあればチャンスもあります。生産管理の授業ではそのようなものづくりを支える様々な問題を捉えていただきたいと思います。



中村文則著 『掬摸』 経営学部 4 回生 Y.H

【あらすじ】

東京を仕事場にする天才スリ師。ある日、彼は「最悪」の男と再会する。男の名は木崎—かつて仕事をともにした闇社会に生きる男。木崎は彼に、こう囁いた。「これから三つの仕事をこなせ。失敗すれば、お前を殺す。逃げれば、あの女と子供を殺す」運命とはなにか、他人の人生を支配するとはどういうことなのか。そして、社会から外れた人々の切なる祈りとは…。

「アマゾンあらすじより」

【掬摸の魅力】

私が考える掬摸の魅力は、作者の中村さんによる素晴らしい表現力にあります。本作の主人公である僕が、掬摸を行うシーンではこっちまで緊張感が伝わってきてドキドキさせられました。しかし、一番うまく表現されていたのは絶対悪である木崎でしょう。キャラクターとしての魅力がまず最高でした。登場からインパクトがあり、木崎とはどんな人物なのか想像が掻き立てられました。そして読み進めるほど木崎という悪がどんどん大きくなります。裏社会を牛耳っているかのような言動、きな臭い周囲の事件など木崎という人間の底なし感がでていました。本書の最後の最後まで、木崎の悪の底はわかりませんでした。そこが木崎の最大の魅力なのかもしれません。正体のわからない者に人間は恐怖するものなので、それを作者は狙ったんじゃないかと思います。このことにより、掬摸という本が何倍にも面白いものになったと思います。

【最後に】

「王国」という中村さんの別の本には、また木崎が悪として出てきます。なので、木崎が掬摸の最後で話していた世界が沸騰することとはなんだったのかがわかるかもしれません。掬摸という本の大きな魅力の一つだった木崎が再登場するので、掬摸が面白と感じたらぜひ読んでみてください。

三島由紀夫著 『命売ります』 経営学部 4 回生 M.K

「命売ります。お好きな目的にお使いください。」これは“強いて言うならば死ぬ理由がなかったから自殺未遂を起こした男・山田羽二男”が新聞の求職欄に掲載した文章だ。

この小説は 1968 年に週刊雑誌に連載された、三島由紀夫の小説である。ある日生きることに執着を無くした男が自らの命を言い値で売り、その売買の果てに死のうとした。しかしいくつもの依頼を生きたまますり抜けることで心境に変化が訪れるも、最終的には命を狙われるようになる。その恐怖に夜、ひとり泣く姿で物語は閉じられる。

依頼は様々であったが、ほとんどの依頼を ACS と呼ばれる国際秘密組織に密かに監視されていた。なぜなら、ACS が「警察の人間が秘密組織に探り入れるためにあのような記事を出したものだ」と勘違いし、依頼を通すことで羽二男に探りを入れたからだ。

私はこの小説において、人は他者と関係を持つていくことで変わるものなのだと感じた。例えば、依頼は全部で5つあるのだが、3つ目の依頼に出てくる女性と関わった時である。彼女は男の血を吸い、若々しさと健康を保つ吸血鬼だった。羽二男にはその血を吸わせて欲しいと依頼し日々静脈から吸い取っていたのだが、ある日動脈を吸ったのちに共に死にましようと思われ掛けた。好きにするといいと言った羽二男だったが、彼が散歩の道中で倒れ病院へ運ばれているうちに、彼女はひとりで死んでしまった。その事実には涙が沸き上がってきたという。人の死を悲しいと思ったことが無いのにも関わらず、だ。彼の生への意識を変えるとまではいかなくとも、人への感情の在り方が変わったことは、決して小さな変化ではないだろう。人と関わることで変化してゆく点で言えば、私自身も思っている事や価値観が人との接触によって変わったことが多々あると思ひ出された。特に大学生である今、自らの変化をよく感じている。この部分が私自身とリンクしたことで、特にこの依頼の話が印象に残っているのだと思う。

小説は全体的に読みやすく、さくさくと読むことが出来た。かなり前につくられた文章であるから最初は読みにくいかと身構えていたが、そのようなことはなかった。それよりもこの主人公のただならぬ考えや異常ともいえる依頼に、引き込まれてしまった。私にとって、繰り返し読みたい本の一つになったと思う。

# 編集後記

■私は今回初めてこのビジネス法学科ジャーナルに携わらせて頂きました。

私達が取材させていただいたのは、司法書士・行政書士の和田努先生でした。初めての取材ということもあり、非常に緊張しましたが和田先生が非常に優しく、また分かりやすく司法書士・行政書士の内容や業界のこと、勉強方法等を教えて下さったおかげでスムーズに取材を終えることが出来ました。又、ジャーナルの編集ですが初めてということもあり非常に苦戦しましたが三人で協力して上手く作り上げることが出来たと私自身思っています。今回私たちが作り上げたビジネス法学科ジャーナルは、公認会計士等の難関資格を目指している学生の方には是非読んでほしいと思います。また、社会人の方々にも非常に読み応えのある内容だと思います。最後に協力して頂いた皆様、本当にありがとうございました。

(経営学部 3回生 Y.T)

■私も、今回初めてビジネス法学科ジャーナルの編集作業に携わらせて頂きました。同級生のT君から「一緒にジャーナルを作りませんか？」と声をかけてもらったのがきっかけでした。私は司法書士・行政書士についてあまり知らなかったのですが、最初は断ろうかとも思いましたが、思い切って参加してみてもよかったです。

結果的に、今回の和田先生のインタビューを通じて、司法書士・行政書士のことを詳しく知ることができましたし、ビジネス法学科ジャーナルの編集作業を実際に体験することで作製過程を知ることが出来たのも大変楽しかったです。記事編集では苦労した面もありましたが、その分充実した内容のものを作れたと思いますので、たくさんの人に読んで頂けると嬉しく思います。

(経営学部 3回生 M.I)

■ご多忙の中、急な執筆依頼を快諾してくださった先生方、誠にありがとうございました。おかげさまで無事、ビジネス法学科ジャーナル第17号を発行することができました。編集を行うにあたって先生方から多くのためになる話をお聞きすることができ、大変有意義でした。

今回初めての編集であり、なおかつ自分だけ当時、一回生ということで、至らない点も多くありましたが、他の編集員である先輩方に助けていただきなんとか上手くいくことができ良かったです。

次号では今回の経験を生かして更に良いものを作れるように努力したいです！

(経営学部 2回生 Y.I)



ビジネス法学科ジャーナルでは、経営学部教員の方からの掲載原稿を募集しています。テーマ・内容等について眞島宏明編集長にご相談ください (majima@osaka-ue.ac.jp)。

